
を「金　銭　信　託　　」に改め、同様式記載上の注意9．中「現金」を「預金」に改め、同様式中記載上の注意13．を記載上の注意14．とし、記載上の注意10．から記載上の注意12．までを1ずつ繰り下げ、記載上の注意9．の次に次のように加える。

10. 「3．⑵外国商品市場取引」及び「3．⑶店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、報告対象月の末日における残高を記載（当該残高が特定信託必要額に満たない場合には、施行規則第98条の3第1項第1号への規定によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加された後の特定信託の残高を括弧書で付記）すること。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。